



島根県報

平成21年3月23日（月）
号外第30号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県統計調査条例	（統 計 調 査 課）	15
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	20
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	22
職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	23
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	25
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	32
島根県社会貢献活動促進基金条例	（環境生活総務課）	33
島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例	（健康福祉総務課）	34
島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例	（医 療 対 策 課）	35
島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（高 齢 者 福 祉 課）	36
旅館業法施行条例等の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	37
島根県空港条例の一部を改正する条例	（港 湾 空 港 課）	40
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	41
島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	（企 業 局 経 営 課）	42
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（病 院 局）	43
島根県立教育センター条例の一部を改正する条例	（教育庁総務課）	44
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	45
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	48
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ）	54
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	〔高 校 教 育 課〕 〔義 務 教 育 課〕	55
市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	（義 務 教 育 課）	56
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	57
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（ ” ）	58

公布された条例等のあらまし

◇島根県統計調査条例（条例第9号）

1 条例の概要

(1) 島根県統計調査条例の全部改正

ア この条例は、県統計調査の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めるものとする事とした。（第1条関係）

イ 次のとおり定義規定を設ける事とした。（第2条関係）

(ア) 県統計調査とは、知事その他の執行機関（以下「執行機関」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうこと。

(イ) 県指定統計調査とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、執行機関が指定したものをいうこと。

ウ 執行機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、調査の名称及び目的、調査対象の範囲、報告を求める事項等を告示することとした。（第3条関係）

エ 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない事とした。（第4条関係）

オ 執行機関は、調査区を設定し、統計調査員を置くことができる事とした。（第5条関係）

カ 執行機関は、県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に関係者に対して質問させることができる事とした。（第6条関係）

キ 執行機関は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない事とした。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる事とした。（第7条関係）

ク 執行機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報を利用することができる事とした。（第8条関係）

(ア) 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

(イ) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

ケ 執行機関は、次に掲げる者がそれぞれ該当する行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる事とした。（第9条関係）

(ア) 国の行政機関及び他の地方公共団体 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(イ) 執行機関と共同で調査研究を行う者又は執行機関から委託を受けて調査研究を行う者 当該調査研究に係る統計の作成等

コ 調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない事とした。また、調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者についても同様とする事とした。（第10条関係）

サ 次に掲げる者は、それぞれ該当する業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない事とした。（第11条第1項関係）

(ア) 調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務

(イ) 調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

シ 調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない事とした。（第11条第2項関係）

ス 県統計調査の実施について必要な事項は、執行機関が定めることとした。(第12条関係)

セ 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処することとした。(第13条関係)

(ア) 県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

(イ) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

(ウ) 県指定統計調査において求められた資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(エ) サに違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

(オ) シに違反して、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

(カ) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

(2) 次に掲げる条例の規定の整理

ア 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 島根県個人情報保護条例

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 条例の概要

(1) 青年農業者等早期経営安定資金関係(第2条関係)

県が市町村に貸し付けた青年農業者等早期経営安定資金の返還の免除に係る当該市町村が貸し付けた資金を受けた青年農業者に、認定就農計画(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める認定を受けた就農計画をいう。)において研修を免除された者を含めることとした。

(2) 緊急医師確保対策枠奨学金関係(第2条関係)

ア 貸付金の種類

島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事(特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。)したとき。 債務の全部

(イ) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返納することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 条例の概要

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当の支給月額限度額の改正（第7条の3関係）

改正前	改正後
306,900円	410,900円

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇職員勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 4週間を超えない期間につき1週間当たりの職員の勤務時間を次のとおり改正することとした。（第2条関係）

	改正前	改正後
職員（短時間勤務職員を除く。）	40時間	38時間45分
再任用短時間勤務職員	16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める時間	15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	32時間までの範囲内で任命権者が定める時間	31時間までの範囲内で任命権者が定める時間

イ 職員の勤務時間の割振りについて次のとおり改正することとした。（第3条関係）

	改正前	改正後
(7) 職員（(イ)を除く。）	月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間	月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分
(イ) 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等	1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない時間	1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない時間

(2) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 教職員について(1)に同じ。

イ その他規定の整備

(3) (1)又は(2)に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 職員の給与に関する条例

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ウ 職員の育児休業等に関する条例

エ 職員の修学部分休業に関する条例

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 条例の概要

(1) 火薬類取締法関係手数料（別表7の項関係）

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
12,000円	17,000円

(2) 高圧ガス保安法関係手数料 (別表 8 の項関係)

ア 製造保安責任者試験に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,400円 (8,900円)	8,400円 (7,900円)
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,000円 (9,500円)	9,000円 (8,500円)
第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,400円 (8,900円)	8,400円 (7,900円)

() 内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料

イ 販売主任者試験に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験	8,500円 (8,000円)	7,600円 (7,100円)
第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,700円 (6,200円)	6,000円 (5,500円)

() 内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料 (別表10の項関係)

液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
23,000円 (22,500円)	20,700円 (20,200円)

() 内はオンラインによる方法により出願する場合の手数料

(4) 保健師助産師看護師法関係手数料 (別表14の項関係)

行政処分を受けた准看護師の再教育研修の受講等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
准看護師再教育研修を受けようとする者	
ア 戒告処分を受けた者	48,000円
イ 業務停止処分を受けた者又は取消処分後に手続を経て准看護師の再免許を受けようとする者	86,000円
准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けようとする者	5,600円
准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付を受けようとする者	3,400円
准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けようとする者	4,100円

(5) 介護保険法関係手数料 (別表23の項関係)

ア 介護サービス情報の公表のための報告に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,000円	9,000円

イ 介護サービス情報の調査に係る手数料の改正

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円	介護サービス情報の調査を受けようとする者	29,000円
		(7) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護に係る調査	
		(4) (7)以外の介護サービスに係る調査	27,000円

(6) 薬事法関係手数料（別表30の項関係）

卸売一般販売業者の販売先変更許可に係る手数料の廃止

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料（別表41の項関係）

ア 狩猟免許に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
(7) 法第49条各号に掲げる者の網猟免許又はわな猟免許	3,000円	2,900円
(4) (7)以外の網猟免許又はわな猟免許	4,000円	3,900円
(7) 法第49条各号に掲げる者の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	4,000円	3,900円
(4) (7)以外の第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,300円	5,200円

イ 狩猟免状の再交付に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,100円	1,000円

ウ 狩猟免許の更新に係る手数料の改正

改正前	改正後
2,900円	2,800円

エ 狩猟者の登録に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,900円	1,800円

オ 狩猟者登録の変更登録に係る手数料の改正

改正前	改正後
1,900円	1,800円

(8) 職業能力開発促進法関係手数料（別表54の項関係）

技能検定試験（実技試験）に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,700円以内において知事が別に定める額	16,500円以内において知事が別に定める額

(9) 建築士法関係手数料（別表60の項関係）

2級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
15,100円	16,900円

(10) 教育職員免許法関係手数料（別表65の項関係）

ア 教員免許更新制導入に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
有効期間経過後に普通免許状の授与を受けようとする者	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者	3,000円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けた者であって、同じ事由により有効期間の再延長を受けようとするもの	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けた者であって、異なる事由により有効期間の再延長を受けようとするもの	3,000円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
更新講習修了確認を受けようとする者	3,300円
更新講習修了確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
更新講習修了確認に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認を受けようとする者	3,300円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
修了確認期限経過後に更新講習を修了したことについての確認に係る証明書の書換えを受けようとする者	870円
修了確認期限の延期を受けようとする者	3,000円
修了確認期限の延期を受けた者であって、同じ事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	1,100円
修了確認期限の延期を受けた者であって、異なる事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	3,000円
修了確認期限の延期に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
修了確認期限の延期に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
更新講習の免除の認定を受けようとする者	3,300円

更新講習の免除の認定に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
更新講習の免除の認定に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円

イ 免許状の授与に関する証明に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者	1免許につき 750円

(1) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)及び(11)については公布の日から、1の(6)については平成21年6月1日から、1の(7)については平成21年4月16日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

(1) 個人事業税の納期の始期の変更（第17条関係）

	改正前	改正後
第1期	8月20日から	8月15日から
第2期	11月20日から	11月15日から

(2) 自動車税の納期の始期の変更（第48条関係）

改正前	改正後
5月20日から	5月1日から

(3) 鉦区税の納期の始期の変更（第52条関係）

改正前	改正後
5月20日から	5月15日から

(4) 固定資産税の納期の始期の変更（第58条関係）

	改正前	改正後
第1期	4月20日から	4月15日から
第2期	7月20日から	7月15日から
第3期	12月20日から	12月15日から
第4期	2月20日から	2月15日から

(5) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県社会貢献活動促進基金条例（条例第15号）

1 条例の概要

(1) 設置

特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第4条関係)

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例(条例第16号)

1 条例の概要

保健及び環境に関する試験及び検査のため県民の利用に供していた島根県立保健環境科学研究所について、民間の検査機関の充実等により公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立保健環境科学研究所条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 条例の概要

(1) 授業料の額の改定(第3条関係)

区 分	改 定 前	改 定 後
石見高等看護学院	84,000円	118,800円
松江高等看護学院	42,000円	59,400円

(2) 所要の経過措置

ア 平成21年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例によることとした。

イ 平成21年度に入学した者の授業料の額は、石見高等看護学院については100,800円、松江高等看護学院については50,400円とすることとした。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 条例の概要

市町村の拠出金の率の改定(第6条関係)

改 正 前	改 正 後
1万分の1	零

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例等の一部を改正する条例(条例第19号)

1 条例の概要

(1) 旅館業法施行条例の一部改正

ア 営業者は、宿泊者に健康を害する物質等により生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがある

あるとき（以下「健康被害が生じているとき等」という。）においては、その被害の防止等のために必要な措置（以下「被害防止等の措置」という。）をとらなければならないこととした。（第5条関係）

イ その他規定の整理

(2) 公衆浴場法施行条例の一部改正

営業者は、入浴者に健康被害が生じているとき等においては、被害防止等の措置をとらなければならないこととした。（第2条関係）

(3) 興行場法施行条例の一部改正

ア 興行場内の見やすい場所に喫煙を禁止する旨を表示する場合には、喫煙室又は喫煙所を設けることを要しないこととした。（第3条関係）

イ 営業者は、入場者に健康被害が生じているとき等においては、被害防止等の措置をとらなければならないこととした。（第4条関係）

2 施行期日

平成21年6月1日から施行することとした。

◇島根県空港条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

停留料の納付を要しない航空機の停留についての改正（第14条関係）

改正前	改正後
6時間未満の停留	3時間未満の停留

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 優先的に入居させることができる者に、犯罪被害者等を追加することとした。（第8条関係）

(2) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

名 称	所 在 地
山陵団地	益田市

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

飯梨川工業用水道の料金の額の改定（別表関係）

区 分	改正前（1立方メートル当たり）	改正後（1立方メートル当たり）
基本料金	16円50銭	17円50銭
特定料金	16円50銭	17円50銭
超過料金	33円	35円

2 施行期日

平成21年10月1日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

県立中央病院の一般病床を635床から633床とすることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県立教育センター条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県教育センター条例に改めることとした。
- (2) 島根県立松江教育センター及び島根県立浜田教育センターを改組し、島根県教育センターを設置することとした。(第1条第1項関係)
- (3) 島根県教育センターを松江市に設置し、支所を浜田市に設置することとした。(第1条第1項・第2項関係)
- (4) 島根県教育センターの設置の目的から情報処理教育に係る生徒の実習を行うことを削ることとした。(第1条第1項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 条例の概要

- (1) 手当の支給対象の改正(第25条の3第1項・第3項・第25条の4第1項関係)

手 当 名	支給対象の改正内容
産業教育手当	支給要件を実習を伴う農業、水産若しくは工業に関する科目の授業に従事した場合又は週休日等若しくは正規の勤務時間以外の時間に当該時間に行う必要がある業務に従事した場合に限定すること。
定時制通信教育手当	支給要件を夜間の定時制の課程において業務に従事した場合又は通信制の課程において日曜日に業務に従事した場合に限定すること。

- (2) 手当額の改正

ア 義務教育等教員特別手当(第25条の2関係)

改 正 前	改 正 後
支給月額の限度額 20,200円	支給月額の限度額 15,900円

イ 産業教育手当及び定時制通信教育手当(第25条の3第2項・第25条の4第2項関係)

手 当 名	改 正 前	改 正 後	
産業教育手当	支給月額の限度額 給料月額100分の10	実習を伴う授業	授業1時間 300円
		週休日等の業務	1日 1,200円
		正規の勤務時間以外(週休日等を除く。)の業務	1日 600円
定時制通信教育手当	支給月額の限度額 給料月額100分の10	定時制(夜間)の業務	1日 900円
		通信制(日曜日)の業務	1日 2,400円

- (3) (1)及び(2)のイに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

イ 職員の修学部分休業に関する条例

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

1の(2)のア及び(4)については平成21年4月1日から、1の(1)、(2)のイ及び(3)については平成21年6月1日から施行することとした。

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

(1) 手当額の改正（第19条の8関係）

手 当 名	改 正 前	改 正 後
義務教育等教員特別手当	支給月額の限度額 20,200円	支給月額の限度額 15,900円

(2) 給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置することとした。（別表第1・別表第2関係）

(3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(4) 引用する条項の整理

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定（第3条関係）

区 分	改正前	改正後
(1) 非常災害時等の緊急業務		
ア 非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務	3,200円	6,400円
イ 児童・生徒の救急業務	3,000円	6,000円
ウ 児童・生徒の緊急の補導業務	3,000円	6,000円
(2) 修学旅行等引率指導業務	1,700円	3,400円
(3) 対外運動競技等引率指導業務	1,700円	3,400円
(4) 部活動指導業務		
ア 4時間以上	1,200円	2,400円
イ 2時間以上4時間未満	600円	1,200円

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

(1) 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,673人	1,641人	△32人
	事務職員、技術職員その他の職員	209人	203人	△6人
特別支援学校	教育職員	907人	919人	12人
	事務職員、技術職員その他の職員	83人	82人	△1人
小学校及び中学校	教育職員	5,277人	5,301人	24人
	事務職員及び技術職員	389人	375人	△14人

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

◇市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

(1) 次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に主幹教諭を加えることとした。

ア 市町村立学校職員の旅費に関する条例

イ 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

ウ 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

エ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	71人	71人	—
警部	145人	146人	1人
警部補及び巡査部長	816人	822人	6人
巡査	428人	431人	3人
計	1,460人	1,470人	10人

2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

(1) 運転免許の講習等に係る手数料の改正

ア 認知機能検査に従事しようとする者に対する講習に係る手数料の新設（別表第1の41の2の項関係）

区 分	手数料の額
講習項目のすべてを受ける場合	1 講習につき 3,850円
講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要について免除する場合	1 講習につき 2,100円

イ 認知機能検査に係る手数料の新設（別表第1の41の3の項関係）

区 分	手数料の額
認知機能検査	1 件につき 650円

ウ 高齢者に対する講習に係る手数料の改正（別表第1の49の項関係）

区 分	改正前	改正後
小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習	講習1時間につき 2,050円	1 講習につき 5,800円 (認知機能検査の結果に基

		づいて行うものである場合にあっては、5,350円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習 1 時間につき 1,500円	1 講習につき 2,350円

エ 特定任意高齢者講習（通常講習）の廃止による手数料の規定の削除（別表第 1 の 51 の項関係）

(2) 自動車運転代行業の認定に係る手数料の改正（別表第 1 の 64 の 2 の項関係）

区 分	改正前	改正後
自動車運転代行業の認定	1 件につき 16,000円	1 件につき 13,000円

2 施行期日

平成21年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)のア及び(2)については、平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県統計調査条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県統計調査条例

島根県統計調査条例（昭和25年島根県条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（以下「執行機関」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 執行機関がその内部において行うもの
- (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- (3) 国の行政機関（法第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- (4) 統計法施行令（平成20年政令第334号）第 2 条第 5 号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において、「県指定統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、執行機関が指定したものをいう。

（県指定統計調査の実施の告示）

第 3 条 執行機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(4) 報告を求めるときに用いる方法

(5) 報告を求めるとき

(報告義務)

第 4 条 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、その事項の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

2 前項に規定する報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(調査区及び統計調査員)

第 5 条 執行機関は、県統計調査を行うために必要があるときは、調査区を設定し、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、執行機関の指揮監督を受けて、担当区域内の調査事務に従事する。

(実地調査)

第 6 条 執行機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定により調査を行う統計調査員その他の職員は、その身分を示す知事が別に定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(結果の公表)

第 7 条 執行機関は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の 2 次利用)

第 8 条 執行機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第

2 条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。) を利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

(2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第9条 執行機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(1) 国の行政機関及び他の地方公共団体 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 執行機関と共同で調査研究を行う者又は執行機関から委託を受けて調査研究を行う者(調査票情報を適正に管理するための措置が講じられていると執行機関が認める場合に限る。) 当該調査研究に係る統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第10条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第11条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第 9 条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、県統計調査の実施について必要な事項は、執行機関が定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- (3) 第 6 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 第11条第 1 項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- (5) 第11条第 2 項の規定に違反して、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- (6) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(調査票情報に関する経過措置)

2 改正後の島根県統計調査条例第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる県統計調査について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第2号左欄中「島根県統計調査条例（昭和25年島根県条例第24号）」を「島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

- 5 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表青年農業者等早期経営安定資金の項中「終了したもの」の次に「又は認定就農計画において当該研修を受けることを要しないとされたもの」を加え、同表医学生地域医療奨学金の項中「従事することを含む」を「従事した場合に限る」に改め、同表しまね医学生特別奨学金の項の次に次のように加える。

<p>緊急医師 確保対策 枠奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する</p>	<p>債務の全部</p>
-------------------------------	---	--	--------------

		心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項第 1 号中「306,900円」を「410,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第 3 項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第 4 項中「32時間」を「31時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号ア及びイ並びに同条第 2 号イ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第13条の表第13条第 1 項の項、第15条の表第19条の 5 第 1 項の項、第23条の表第13条第 1 項の項及び第25条の表第19条の 5 第 1 項の項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第 9 号）の一部

を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 6 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第19条の 5 第 2 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

第22条第 1 項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第 3 項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第 4 項中「32時間」を「31時間」に改める。

第22条の 2 第 2 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第11号中「第15条の17」を「第15条の 6」に改める。

別表 4 の項第 1 号中「第31条の 2 第 2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ハ、第62条の 3 第 4 項第15号ハ」に改め、同項第 2 号中「第31条の 2 第 2 項第15号ニ、第62条の 3 第 4 項第15号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第16号ニ、第62条の 3 第 4 項第16号ニ」に改める。

別表 7 の項第 7 号中「12,000円」を「17,000円」に改める。

別表 8 の項第 5 号ア中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号イ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号エ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号オ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同項第 6 号ア中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に改め、同号イ中「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改める。

別表10の項第15号中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改める。

別表14の項中第10号を第14号とし、第 2 号から第 9 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 4 号を加える。

(2) 法第15条の 2 第 2 項の規定に基づく准看護師再教育研修を受けようとする者	
ア 法第14条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けた者	48,000円

イ 法第14条第2項第2号に掲げる 処分を受けた者又は同条第3項の 規定に基づき准看護師に係る再免 許を受けようとする者	86,000円
(3) 法第15条の2第4項の規定に基づ く准看護師再教育研修を修了した旨 の登録を受けようとする者	5,600円
(4) 法第16条の規定に基づく准看護師 再教育研修修了登録証の書換え交付 を受けようとする者	3,400円
(5) 法第16条の規定に基づく准看護師 再教育研修修了登録証の再交付を受 けようとする者	4,100円

別表23の項第8号中「15,000円」を「9,000円」に改め、同項第9号を次のよ
うに改める。

(9) 法第115条の29第2項の規定に基 づく介護サービス情報の調査を受け ようとする者	
ア 介護保険法施行規則（平成11年 厚生省令第36号）第140条の29に 規定する短期入所生活介護、短期 入所療養介護、地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護、介護 福祉施設サービス、介護保健施設 サービス、介護療養施設サービ ス、介護予防短期入所生活介護又	29,000円

は介護予防短期入所療養介護に係る調査	
イ ア以外の介護サービスに係る調査	27,000円

別表30の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

別表41の項第1号ア中「3,000円」を「2,900円」に改め、同号イ中「4,000円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,900円」に改め、同号エ中「5,300円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,000円」に改め、同項第3号中「2,900円」を「2,800円」に改め、同項第4号中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第5号中「1,900円」を「1,800円」に改める。

別表54の項第4号イ中「15,700円」を「16,500円」に改める。

別表60の項第2号中「15,100円」を「16,900円」に改める。

別表65の項中第6号を第16号とし、第5号を第15号とし、第4号を第14号とし、同項第3号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の8号を加える。

(6) 法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	3,300円
(7) 法第9条の2第1項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(8) 法第9条の2第1項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書の書換えを受	870円

けようとする者	
(9) 法第 9 条の 2 第 5 項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けようとする者	3,000円
(10) 法第 9 条の 2 第 5 項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けた者であって、同 じ事由により有効期間の再延長を受 けようとするもの	1,100円
(11) 法第 9 条の 2 第 5 項の規定に基づ く普通免許状又は特別免許状の有効 期間の延長を受けた者であって、異 なる事由により有効期間の再延長を 受けようとするもの	3,000円
(12) 法第 9 条の 2 第 5 項に規定する普 通免許状又は特別免許状の有効期間 の延長に関する証明書の再発行を受 けようとする者	1,100円
(13) 法第 9 条の 2 第 5 項に規定する普 通免許状又は特別免許状の有効期間 の延長に関する証明書の書換えを受 けようとする者	870円

別表65の項第 2 号中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同号を同項
第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 法第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに 第16条の 2 第 1 項の規定に基づく普	1 免許につき 750円
--	-----------------

通免許状の授与、法第 5 条第 3 項の規定に基づく特別免許状の授与並びに同条第 6 項の規定に基づく臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者	
(3) 法第 5 条第 2 項の規定に基づく普通免許状の授与を受けようとする者	3,300円

別表65の項第16号の次に次の14号を加える。

(17) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この項において「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく更新講習修了確認を受けようとする者	3,300円
(18) 改正法附則第 2 条第 2 項に規定する更新講習修了確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(19) 改正法附則第 2 条第 2 項に規定する更新講習修了確認に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
(20) 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の規定に基づく確認を受けようとする者	3,300円
(21) 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円

(22) 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
(23) 改正法附則第 2 条第 4 項の規定に基づく修了確認期限の延期を受けようとする者	3,000円
(24) 改正法附則第 2 条第 4 項に規定する修了確認期限の延期を受けた者であって、同じ事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	1,100円
(25) 改正法附則第 2 条第 4 項に規定する修了確認期限の延期を受けた者であって、異なる事由により修了確認期限の再延期を受けようとするもの	3,000円
(26) 改正法附則第 2 条第 4 項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(27) 改正法附則第 2 条第 4 項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書の書換えを受けようとする者	870円
(28) 改正法附則第 2 条第 5 項括弧書の規定に基づく認定を受けようとする者	3,300円
(29) 改正法附則第 2 条第 5 項括弧書に規定する認定に関する証明書の再発行を受けようとする者	1,100円
(30) 改正法附則第 2 条第 5 項括弧書に	870円

規定する認定に関する証明書の書換えを受けようとする者

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第11号並びに別表4の項及び14の項の改正規定は公布の日から、別表41の項の改正規定は平成21年4月16日から、別表30の項の改正規定は平成21年6月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号」を「第72条の2第10項第5号及び第7号」に改める。

第17条第1項第1号中「8月20日」を「8月15日」に改め、同項第2号中「11月20日」を「11月15日」に改める。

第48条中「5月20日」を「5月1日」に改める。

第52条中「5月20日」を「5月15日」に改める。

第58条第1項第1号中「4月20日」を「4月15日」に改め、同項第2号中「7月20日」を「7月15日」に改め、同項第3号中「12月20日」を「12月15日」に改め、同項第4号中「2月20日」を「2月15日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

島根県社会貢献活動促進基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県社会貢献活動促進基金条例

(設置)

第 1 条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例

島根県立保健環境科学研究所条例（昭和39年島根県条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対するこの条例による廃止前の島根県立保健環境科学研究所条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

島根県立高等看護学院条例（昭和41年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表授業料の項中「84,000円」を「118,800円」に、「42,000円」を「59,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立高等看護学院に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において他の看護師養成所から転学した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等看護学院条例（次項において「改正後の条例」という。）第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 平成21年度に入学した者についての改正後の条例第 3 条第 2 項の表の適用については、同表授業料の項中「118,800円」とあるのは「100,800円」と、「59,400円」とあるのは「50,400円」とする。

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県介護保険財政安定化基金条例（平成12年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「1 万分の 1」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分を次のように改める。

旅館業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

第 5 条第 7 号中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 4 条第 2 項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第 3 項に定めるところによる。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 旅館業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により宿泊者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる宿泊者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2 条 公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準は、」を「は、施設、設備等に関し」に、「次のとおりとする」を「次に掲げる措置をとらなければならない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表のとおりとする」を「は、施設、設備等に関し別表に掲げる措置をとらなければならない」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加

える。

法第 3 条第 2 項の条例で定める衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次項から第 5 項までに定めるところによる。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 公衆浴場の営業者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入浴者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入浴者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(興行場法施行条例の一部改正)

第 3 条 興行場法施行条例（昭和59年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号ア及びイの部分以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合にあっては、喫煙室又は喫煙所を設けることを要しない。

第 4 条各号列記以外の部分を次のように改める。

興行場営業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

第 4 条第11号ア中「禁止」の次に「（場内での喫煙を禁止する場合を除く。）」を加え、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 場内での喫煙の禁止（場内での喫煙を禁止する場合に限る。）

第 4 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 3 条第 2 項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第 3 項に定めるところによる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 興行場営業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入場者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じる

おそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入場者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

島根県空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県空港条例の一部を改正する条例

島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「6時間」を「3時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に航空機の停留のため空港の施設を使用している者の当該使用に係る停留料については、この条例による改正後の島根県空港条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等のうち、知事が定める要件を備えているもの

別表中 「仙道団地
山陵団地」を 「仙道団地
川東団地」に改める。
川東団地」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表飯梨川工業用水道の項中「16円50銭」を「17円50銭」に改め、同表の備考中「33円」を「35円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項中「635」を「633」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

島根県立教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県立教育センター条例の一部を改正する条例

島根県立教育センター条例（昭和46年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県教育センター条例

第1条中「、教育関係職員の研修及び情報処理教育に係る生徒の実習」を「及び教育関係職員の研修」に、「島根県立教育センター」を「島根県教育センター」に、「次のとおり」を「松江市に」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育センターの支所として、浜田教育センターを浜田市に設置する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「限る」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 条第 1 項中「による勤務時間」の次に「（第 25 条の 3 及び第 25 条の 4 において「正規の勤務時間」という。）」を加える。

第 15 条第 4 項中「職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第 25 条の 2 第 2 項中「20,200 円」を「15,900 円」に改める。

第 25 条の 3 第 1 項中「講師で」を「講師のうち」に、「又は水産」を「、水産」に、「教頭、教諭又は講師」を「教諭」に、「含む。）が」を「含む。）であって」に、「、実習」を「実習」に、「場合にその者に対して」を「ものを対象として、次に掲げる場合に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業に従事した場合
- (2) 正規の勤務時間以外の時間に行う必要がある業務であって人事委員会規則で定めるものに週休日又は休日等において 2 時間以上連続して従事した場合
- (3) 正規の勤務時間以外の時間に行う必要がある業務であって人事委員会規則で定めるものに正規の勤務時間以外の時間（週休日及び休日等を除く。）において 1 時間以上連続して従事した場合

第 25 条の 3 第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項に」を「第 1 項に」に改め、「教頭又は」を削り、「場合」を「業務に従事した場合（同項各号に掲げる場合に該当するときに限る。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 産業教育手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の場合 授業 1 時間につき 300 円

(2) 前項第 2 号の場合 1 日につき1,200円

(3) 前項第 3 号の場合 1 日につき600円

第25条の 4 第 1 項中「で定時制の課程」の次に「(夜間の課程に限る。以下この条において同じ。)」を加え、「校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員」を「教頭」に、「教頭並びに」を「者に限る。)及び教員」に、「定時制教育又は通信教育」を「定時制の課程における教育又は通信制の課程における教育」に、「実習助手に限る。)」を「実習助手をいう。以下この条において同じ。)を対象として、次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教頭のうち定時制の課程に関する校務を整理する者及び教員のうち本務として定時制の課程における教育に従事する者が全日制の課程における教育に従事する教育職員の正規の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める時間において 3 時間以上業務に従事した場合

(2) 教頭のうち通信制の課程に関する校務を整理する者及び教員のうち本務として通信制の課程における教育に従事する者が勤務時間条例第 4 条の規定により勤務時間が割り振られた日曜日において業務に従事した場合

第25条の 4 第 2 項を次のように改める。

2 定時制通信教育手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、教頭にあつては、当該額に100分の80を乗じて得た額とする。

(1) 前項第 1 号の場合 1 日につき900円

(2) 前項第 2 号の場合 1 日につき2,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第15条第 4 項及び第25条の 2 第 2 項の改正規定は平成21年 4 月 1 日から、第 2 条、第 3 条第 1 項、第25条の 3 及び第25条の 4 の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は平成21年 6 月 1 日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、第25条の3、第25条の4」を削る。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 3 職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、定時制通信教育手当、産業教育手当」を削る。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第 19 条の 2 第 1 項中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改める。

第 19 条の 8 第 2 項中「20,200 円」を「15,900 円」に改める。

第 20 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、県立学校の教育職員の給与に関する条例第 24 条第 5 項中「人事委員会規則」とあるのは、「教育委員会規則」とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000

	38	217,400	247,100	348,100	373,800
	39	219,100	249,900	350,100	375,400
	40	220,800	252,700	352,100	377,000
	41	222,600	255,500	354,100	378,700
	42	224,400	258,100	355,900	380,300
	43	226,200	260,700	357,700	381,900
	44	228,000	263,300	359,500	383,500
	45	229,900	265,900	361,300	385,100
	46	231,600	268,500	363,000	386,700
	47	233,300	271,100	364,700	388,300
	48	235,000	273,700	366,400	389,900
	49	236,700	276,300	368,100	391,400
	50	238,400	278,900	369,800	392,900
	51	240,100	281,500	371,500	394,400
	52	241,800	284,100	373,200	395,900
	53	243,300	286,600	374,900	397,500
	54	245,000	289,200	376,400	398,900
	55	246,700	291,700	377,900	400,300
	56	248,400	294,200	379,400	401,700
	57	250,000	296,500	380,900	403,200
	58	251,500	299,200	382,300	404,600
	59	253,000	301,900	383,700	406,000
	60	254,500	304,600	385,100	407,400
	61	256,100	307,100	386,500	408,700
	62	257,600	309,600	387,800	410,100
	63	259,100	312,100	389,100	411,500
	64	260,500	314,600	390,400	412,900
	65	261,800	317,000	391,700	414,100
	66	263,400	319,200	392,900	415,300
	67	265,000	321,400	394,100	416,500
	68	266,600	323,600	395,300	417,700
	69	268,300	325,900	396,500	418,800
	70	269,800	328,100	397,700	420,000
再任用	71	271,300	330,300	398,900	421,200
教職員	72	272,800	332,500	400,100	422,400
以外の	73	274,100	334,700	401,300	423,400
教育職	74	275,400	336,900	402,400	424,200
員	75	276,700	339,100	403,500	425,000
	76	278,000	341,300	404,600	425,800
	77	279,400	343,300	405,700	426,700
	78	280,600	345,200	406,700	427,500
	79	281,800	347,100	407,700	428,300
	80	283,000	349,000	408,700	429,100

81	284,300	350,800	409,700	429,900
82	285,500	352,600	410,500	430,600
83	286,700	354,400	411,300	431,300
84	287,900	356,200	412,100	432,000
85	289,000	357,900	412,900	432,700
86	290,000	359,600	413,700	433,400
87	291,000	361,300	414,500	434,100
88	292,000	363,000	415,300	434,800
89	293,100	364,700	416,100	435,500
90	294,000	366,100	416,800	436,200
91	294,900	367,500	417,500	436,900
92	295,800	368,900	418,200	437,600
93	296,500	370,400	418,900	438,100
94	297,300	371,700	419,600	
95	298,100	373,000	420,300	
96	298,900	374,300	421,000	
97	299,800	375,700	421,700	
98	300,600	376,800	422,300	
99	301,400	377,900	422,900	
100	302,200	379,000	423,400	
101	303,100	380,200	423,900	
102	303,600	381,300	424,500	
103	304,100	382,400	425,100	
104	304,600	383,500	425,600	
105	305,100	384,500	426,100	
106	305,500	385,500	426,700	
107	305,900	386,500	427,300	
108	306,300	387,500	427,800	
109	306,500	388,400	428,300	
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		

	125	311,300	402,200			
	126		402,900			
	127		403,600			
	128		404,300			
	129		405,100			
	130		405,800			
	131		406,500			
	132		407,200			
	133		407,700			
	134		408,300			
	135		408,900			
	136		409,500			
	137		409,900			
	138		410,500			
	139		411,100			
	140		411,700			
	141		412,100			
	142		412,700			
	143		413,300			
	144		413,900			
	145		414,300			
	146		414,900			
	147		415,500			
	148		416,100			
	149		416,500			
再任用 教職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 特 2 級 中学校又は小学校の主幹教諭の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級及び号給の切替え)

2 この条例の施行の日における教育職員の職務の級及び号給の切替えは、この条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例別表第 1 に規定する職務の級（特 2 級を除く。）及び号給をこの条例による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例別表第 1 に規定する当該職務の級及び号給と同一のものとみなして行う。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表第 1 又は」を「別表第 1 の給料表の 1 級若しくは 2 級又は」に、「又は 2 級」を「、 2 級若しくは特 2 級」に改める。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第 2 号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第 3 号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第 4 号中「1,200円」を「2,400円」に、「600円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,673人」を「1,641人」に、「209人」を「203人」に、「907人」を「919人」に、「83人」を「82人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改める。

第 2 条中「5,277人」を「5,301人」に、「389人」を「375人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 29 号

市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校職員の旅費に関する条例(昭和 27 年島根県条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第 3 条中「又は」を「、又は」に改める。

(市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和 31 年島根県条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、「地方公務員法」を「法」に改める。

(市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 31 年島根県条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 4 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年島根県条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正)

第 5 条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例(昭和 47 年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 30 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「145人」を「146人」に、「816人」を「822人」に、「428人」を「431人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の41の項の次に次のように加える。

41の2 75歳以上の者の 運転免許更新等に係る 記憶機能及びその他の 認知機能に関する検査 に従事しようとする者 に対する講習を受けよ うとする者		1 講習につき 3,850円 (講習項目のうち高齢 者と認知症の実態及び 基礎理論並びに高齢運 転者対策の概要につい て免除する場合にあっ ては、2,100円)
41の3 道路交通法第97 条の2第1項第3号イ の規定に基づく認知機 能検査を受けようとし る者		1 件につき 650円

別表第 1 の49の項の12を次のように改める。

12 法第108条の2第1項第 12号に掲げる講習 (1) 小型特殊自動車免許以 外の第1種運転免許又は 第2種運転免許を受けて いる者に対する講習	1 講習につき 5,800円 (当該講習が法第97条 の2第1項第3号イ又 は第101条の4第2項 の規定により認知機能
---	--

(2) 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習	検査の結果に基づいて 行うものである場合に あっては、5,350円) 1 講習につき 2,350円
--------------------------------------	--

別表第 1 の 51 の 項 の 2 を 次の よう に 改 め る。

2 特定任意高齢者講習（簡 易講習）	1 講習につき 1,400円
-----------------------	----------------

別表第 1 の 64 の 2 の 項 中 「16,000円」 を 「13,000円」 に 改 め る。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表第 1 の 41 の 項 の 次
に 次の よう に 加 え る 改 正 規 定 （ 同 表 の 41 の 2 の 項 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） 及 び 同 表
の 64 の 2 の 項 の 改 正 規 定 は 、 平 成 21 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。